

北海道 高齢者虐待防止・相談支援センター

高齢者虐待対応で悩まれる場合はご相談ください

📞 高齢者虐待に関する電話相談

相談専用電話

011-281-0928

【月曜日から金曜日 午前9時～午後5時】

※ただし、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く

- ◆ 相談は無料です(別途、通話料がかかります)
- ◆ 秘密は守られますので、安心してご相談ください。

北海道高齢者虐待防止・相談支援センターとは？

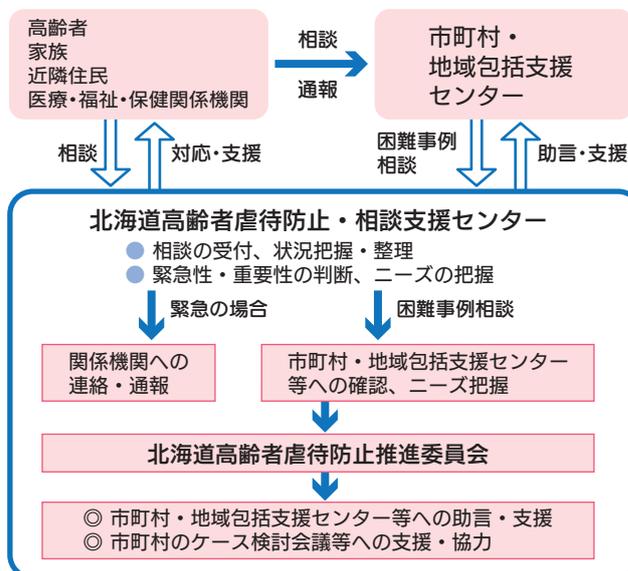
北海道高齢者虐待防止・相談支援センターは、高齢者の虐待に関する専門の相談機関です。高齢者虐待の防止・早期発見を図るため、地域包括支援センターや市町村が抱える対応困難事例への相談や助言を行っています。

また、高齢者本人や家族から的高齢者虐待に関する相談も受け付けています。

センターの事業のご案内

- ◆ 高齢者虐待についての情報収集・提供。
- ◆ 高齢者虐待に精通した専門職から構成される高齢者虐待防止推進委員会を設置し、市町村や地域包括支援センターが抱える対応困難事例への助言・支援。
- ◆ 高齢者虐待防止のために、養介護施設従事者や市町村の職員向けに高齢者虐待防止推進研修会を開催。

● 虐待防止センターの支援の仕組み ●



「高齢者虐待」とは？

65歳以上の高齢者のお世話をしている家族や親族、あるいは、高齢者福祉施設や居宅サービス事業所等で業務に従事している職員が、高齢者の権利を侵害し、人としての尊厳を冒す行為のことを言います。

◆ 「高齢者虐待防止法」では高齢者虐待を、以下の2つに分けて定義しています

養護者による虐待

※養護者

65歳以上の高齢者をお世話している
家族・親族、同居人等

養介護施設従事者等による虐待

※養介護施設従事者等

高齢者福祉施設や居宅サービス
事業所等で業務に従事する職員

※高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義していますが、65歳未満であっても、養介護施設に入所している等、一定の要件を満たした者は「高齢者」とみなし、高齢者虐待防止法が適用されます。

このような行為は虐待にあたります

● 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。
身体を拘束し、行動を制限すること。
例) 叩く、つねる、ベット縛り付ける等

● 介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放棄、同居人による虐待行為の放置、養護を著しく怠ること。
例) 入浴させない、病院を受診させない等

● 心理的虐待

著しい暴言、著しく拒否的な対応など、高齢者に著しい心理的外傷を与えること。
例) 無視する、怒鳴る等

● 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、高齢者にわいせつな行為をさせること。
例) 排泄の失敗に対し懲罰的に下半身を裸にする等

● 経済的虐待

養護者や親族が高齢者の財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること。
例) 本人の年金や預貯金を勝手に使う等

高齢者虐待は家庭や施設などで起こりうる身近な問題です。

少しでも、「気になる高齢者を発見した」、「虐待かもしれない」、「誰かに話を聞いてほしい」と思った場合には、センターの相談専用電話の他、以下の窓口にご相談ください。



家族や同居人等の養護者からの
高齢者虐待に関する相談窓口

- お住まいの市区町村の高齢者保健福祉担当部署
- お住まいの地域の地域包括支援センター
- 担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）



養介護施設従事者等による
高齢者虐待に関する相談窓口

- 施設・事業所がある振興局の社会福祉課
※札幌市、旭川市、函館市の施設・事業所については、各市役所で介護保険施設・事業所の運営指導を担当している部署が通報先となります。

● 北海道高齢者虐待防止・相談支援センター

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2.7 2階

TEL 011-281-0928 FAX 011-251-6156

(月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで ただし、祝日・年末年始は除く)